

東海村立東海南中学校給食調理業務委託
プロポーザル実施要領

東 海 村

1 目的

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、児童生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものである。児童生徒に安全安心な学校給食を安定的に提供するためには、衛生管理の徹底や的確な食物アレルギー対応など、高い技術力や専門知識が必要であることから、実績のある事業者を募集し、プロポーザル方式により選定する。

2 業務概要

(1) 業務名

東海村立東海南中学校給食調理業務委託

(2) 業務内容

- ①食材の検収及び保存食用原材料の採取
- ②食材の調理業務
- ③保存食用調理済み食品の採取
- ④食缶等への配食，運搬
- ⑤食後の食器，食缶等の回収
- ⑥食器具等の洗浄，消毒，保管
- ⑦施設，設備の清掃及び日常点検
- ⑧残菜及び厨芥の処理
- ⑨食物アレルギーへの対応として，除去食の提供等
- ⑩その他前各号に付帯するもの

※具体的な委託業務内容については、「東海村立東海南中学校給食調理業務委託仕様書」を参照すること。

(3) 業務委託期間

令和9年4月1日から令和12年7月31日まで（40ヶ月）

※業務委託期間は上記のとおりだが、契約締結日から業務委託開始までの期間において、必要な準備を行うことができるものとする。

(4) 業務履行場所

東海村立東海南中学校（東海村大字船場784番地7）及び付帯する施設

(5) 提案価格

40ヶ月の提案価格の上限は、下記のとおりとする。ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。また、価格提案書を提出する際は、下記の上限額を超えてはならない。

121,920,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、公募開始日から契約日までにおいて、次に掲げるすべての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 国税、県税及び地方税を滞納していないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生の手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生の手続の申立てがされていないこと。
- (4) 東海村暴力団排除条例（平成24年東海村条例第2号）第2条第1号又は第3号の規定に該当していないこと。
- (5) 公告の日から起算して、過去5年以内に学校給食調理業務として300食／回以上の受注実績を有していること。
- (6) 過去3年以内に、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業処分を受けていないこと。

4 スケジュール

実施内容	実施期日等
公募開始	令和8年10月8日（木）
現地説明会申込期間	令和8年10月8日（木）～令和8年10月20日（火）
現地説明会開催	令和8年10月21日（水）～令和8年10月28日（水）
質問書受付期間	令和8年10月8日（木）～令和8年10月30日（金）
質問書に対する回答期限	令和8年11月6日（金）
参加申込書提出期間	令和8年10月8日（木）～令和8年11月13日（金）
参加承認の通知	令和8年11月20日（金）まで
企画提案書提出期間	令和8年11月24日（火）～令和8年12月3日（木）
プレゼンテーション審査の実施	令和8年12月15日（火）【予定】
プレゼンテーション審査の結果通知	令和8年12月25日（金）【予定】
契約締結	令和9年3月上旬【予定】

5 現地説明会

- (1) 実施日時 令和8年10月21日（水）から令和8年10月28日（水）までの指定する日時

- (2) 実施場所 東海村立東海南中学校
(茨城県那珂郡東海村大字船場 7 8 4 番地 7)
- (3) 内 容 給食室・配膳室・エレベーター等施設及び厨房機器等の確認・説明
- (4) 申し込み 現地説明会参加申込書【様式第 9 号】を提出すること。参加者は 2 名までとし、令和 8 年 1 0 月 7 日（水）以降の腸内細菌検査の結果が陰性の者とする。
- (5) 提出方法 持参又は郵送によること。
- (6) 提出期限 令和 8 年 1 0 月 2 0 日（火） ※消印有効
- (7) 提 出 先 東海村教育委員会学校教育課
- (8) そ の 他 ①現地説明会当日は、白衣・帽子・マスク・履物（2 足／人）・細菌検査結果（写しでも可）を持参すること。
②現地説明会当日は、健康チェックシートにより体調確認を実施すること。

6 質疑・応答

- (1) 質問方法 ①東海村立東海南中学校給食調理業務に関する質問書【様式第 8 号】により、電子メールにて提出すること。提出する際の件名は、「東海村立東海南中学校給食調理業務に関する質問書」とすること。
②質問書提出後、2 日以内に受付け完了を知らせる電子メールが届かない場合には、再度質問書を提出すること。
③電話又は口頭による質問、質問期限以降の質問、審査に関する質問及び回答に対する再質問は受け付けない。
- (2) 提 出 先 kyouiku@vill.tokai.ibaraki.jp
- (3) 質問期限 令和 8 年 1 0 月 3 0 日（金） 午後 5 時まで（必着）
- (4) 回答方法 電子メールにより随時回答する。また、必要に応じて東海村公式ホームページに掲載する。
- (5) 回答期限 令和 8 年 1 1 月 6 日（金）

7 参加意思表明書等の提出

以下の書類を提出すること。なお、東海村入札参加資格者名簿に登録がない者は、下記①から⑥の他に、⑦から⑧までを追加で提出すること。

- (1) 提出書類 ①参加意思表明書及び誓約書【様式第 1 号】
②価格提案書【様式第 2 号】
③会社概要調査票【様式第 3 号】 ※必要に応じ、会社の概要が記載されているパンフレット等を添付すること。
④給食受託実績【様式第 4 号】
⑤損害賠償責任保険の加入状況【様式第 5 号】

※損害賠償責任保険証書の写しを添付すること。

⑥国税・都道府県税・市町村税の納税証明書（写しでも可）

⑦履歴事項全部証明書写し（提出日前3ヶ月以内に発行されたもの）

⑧直近決算2期分の財務諸表（①賃借対照表，②損益計算書，③株主資本等変動計算書）

（2）提出期限 令和8年11月13日（金） 午後5時まで ※期限厳守

（3）提出部数 各1部

（4）提出先 東海村教育委員会学校教育課

（5）提出方法 持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限内に必着したものに限り受け付ける。また、郵便事故等については、村はその責めを負わない。

8 参加承認の通知

参加意思表明書等の受理後、参加資格の有無を随時審査し、本プロポーザルへの参加を承認する者に対してのみ、令和8年11月20日（金）までに、参加意思表明書に記載された所在地又は電子メールアドレス宛てに郵送又は電子メールで通知するとともに、企画提案書等の提出を依頼する。

9 企画提案書等の提出

（1）提出書類 ①企画提案書

②従業員（調理員及び栄養士）の研修計画及び実績（令和9年度計画及び令和8年度実績（見込み））

③会社の衛生管理マニュアル

④作業工程表【様式第6号】

⑤作業動線図【様式第7号】

※上記④⑤についての設定条件は別途指定する。

（2）提出期限 令和8年12月3日（木） 午後5時まで ※期限厳守

（3）提出部数 各1部 ※①については10部（正本1部，副本9部）

（4）提出先 東海村教育委員会学校教育課

（5）提出方法 持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限内に必着したものに限り受け付ける。また、郵便事故等については、村はその責めを負わない。

（6）様式等の形式 ①表紙 「東海村立東海南中学校給食調理業務企画提案書」と記載すること。なお、会社名の記載は、正本のみとすること。

- ②様 式 A4版・長辺綴じ，ページ番号を付すこと。
刷り方法（カラー・モノクロ）は任意とする。
- ③文 字 フォントサイズ12ポイント・横書き
- ④構 成 「10 審査方法」に掲げる評価項目順に企画提案書を作成すること。
図・表・写真・イラスト等の挿入は可とする。
- ⑤その他 企画提案書は1部ずつ綴じること。
企画提案内容に関するパンフレット等の資料添付は可とする。
副本は，提案者を特定できる表記は伏せること。

10 審査方法

審査は，東海村立東海南中学校給食調理業務委託受注者選定企画提案競技審査委員会が行う。プレゼンテーション審査については，企画提案に加え，課題メニューの調理等の様子を撮影した動画により行うものとする。なお，課題メニュー等の詳細については，参加資格審査通過者に対して個別に通知するものとする。

- (1) 審査実施日 令和8年12月15日（火）【予定】
- (2) 実施場所 参加資格審査通過者に対して個別に通知する。
- (3) 企画提案 20分以内
- (4) 課題動画 5分以内
- (5) 質疑応答 15分以内
- (6) 参加人数 4人以内
- (7) 評点項目，評価基準及び配点

評価項目	評価基準	配点
基本理念	・学校給食に対する考え方 ・学校給食を提供する上での理念や方針 ・学校給食調理業務受注者としての役割	10点
業務実績	・学校給食調理業務の受注実績	10点
業務実施体制	・配置人数，配置者の資格・経験，組織体制 ・有能な人材確保のための取組，採用計画 ・調理業務従事者を長期定着させるための取組 ・調理業務従事者の欠員に伴う代替要員の確保体制 ・調理業務従事者及び業務のマネジメント体制	20点
危機管理体制	・突発的な事故，食中毒，異物混入等の防止対策 ・食物アレルギー事故の防止対策 ・事故が発生した際の緊急対応 ・独自のマニュアルやチェック体制	20点
衛生管理体制	・衛生管理に対する考え方	20点

	・衛生管理に関する取組 ・調理従事者に対する指導体制，健康管理 ・独自のマニュアルやチェック体制	
教育・研修体制	・人材育成方針 ・衛生管理，調理技術向上，食物アレルギー対応に関する教育・研修体制 ・委託業務開始までの準備，研修計画	20点
独自提案	・学校給食の質の向上や経費節減など，専門的な技術やノウハウに基づく提案 ・施設の運用や管理に関する提案 ・その他の提案	15点
提案価格	・企画提案に対する提案価格	15点
実技	・工程表・動線図の作成 ・調理等の実技	20点

(8) 留意事項 企画提案書に基づいた説明とし，パソコン・プロジェクター等は，各自で準備すること。

1 1 優先契約業者の選定方法

- (1) 失格者を除いた者のうち，総合点が最も高い者を優先契約業者として選定する。
- (2) 最高点の者が複数存在する場合は，価格提案書の金額が最も安価な者を優先契約業者として選定する。
- (3) プレゼンテーション審査に進んだ提案者が1社であった場合には，当該提案者の総合点が全体の6割以上であったときに，優先契約業者として選定する。

1 2 審査結果の通知

- (1) 通知方法 プレゼンテーション審査を実施した全ての提案者に対して，文書にて通知する。また，東海村公式ホームページでも公表する。
なお，結果の理由，結果に対する問合せ，異議等には一切応じない。
- (2) 通知時期 令和8年12月25日（金）【予定】

1 3 失格事項

次のいずれかに該当した場合は，その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合又は提出書類に不備があった場合
- (3) 本実施要領で示された提出期日，提出場所，提出方法，書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- (5) プレゼンテーション審査を正当な理由なく欠席した場合
- (6) 価格提案書の金額が上限額を超過した場合

1 4 契約手続

優先契約業者と村との間で、企画提案書を基に仕様書の内容について協議を行い、仕様書の内容を確定させた上で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものとする。

なお、優先契約業者と協議が整わない場合は、次順位の提案者と同様の協議を行うことがある。

1 5 情報公開及び提供

村は、提出された企画提案書等について、東海村情報公開条例（平成31年東海村条例第2号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる情報は、不開示となる場合がある。また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者決定に影響が出るおそれがある情報については、決定後の開示となる。

1 6 その他

- (1) 参加辞退 都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、東海村教育委員会学校教育課へ提出すること。
- (2) 提出書類 ①提出された全ての書類は返却しない。また、提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。
②提出された書類は、本プロポーザルに係る審査以外の目的には利用しない。
③本提案に係る書類作成及び提出費用など、必要な経費は全て企画提案者の負担とする。また、やむを得ない理由等により本プロポーザルを中止することがあるが、この場合、本プロポーザルに要した費用を村に請求することはできない。
- (3) 著作権 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、村と契約に至った者が作成した企画提案書については、村が必要と認める場合には、村はあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写）することができるものとする。
- (4) 異議申立 申請者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由と

して、異議を申し立てることはできない。

- (5) 予算の議決 本件は、東海村議会における令和8年度補正予算の成立（令和8年9月）及び令和9年度当初予算の成立（令和9年3月）を前提とした事前準備手続であり、東海村議会において予算が否決された場合は、以後のプロポーザルを中止し、業務委託契約を締結しないことがある。この場合において、プロポーザルに参加するために要した費用（準備行為も含む。）について、村は、一切補償しない。
- (6) 言語 手続において使用する言語は、日本語に限る。
- (7) 通貨単位 手続において使用する通貨単位は、日本国通貨に限る。

1 7 問合せ

東海村教育委員会学校教育課学校教育担当

〒319-1192 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号

電話：029-282-1711（内線1414）

電子メール：kyouiku@vill.tokai.ibaraki.jp